

中華人民共和国専利法改正案(草案)

(二次審議稿)

一. 第2条第4項を次のように修正した。

「意匠とは、物品の全体又は一部の形状、模様又はその結合及び色彩と形状、模様との結合に対する、優れた美観に富み、かつ工業上の応用に適した新たなデザインを指す。」

二. 第6条第1項を次のように修正した。

「所属単位の職務を遂行して、又は主に所属単位の物質・技術条件を利用して完成した発明創造は、職務発明創造とする。職務発明創造の専利出願権は当該単位に帰属し、出願が認可された場合は当該単位を専利権者とする。当該単位は、関連発明創造の実施と活用を促進するよう、その職務発明創造の専利出願権や専利権を法により処置することができる。」

三. 第14条を第49条に変更した。

四. 第16条を第15条に変更し、次の内容を第2項として追加した。

「国は、発明者又は考案者が合理的にイノベーションによる収益を共有できるよう、専利権を付与された機関が株式、オプション、配当等の方式を通じて財産権による激励を実施することを奨励する。」

五. 次の内容を第20条として追加した。

「専利出願と専利権の行使は信義誠実の原則を遵守しなければならない。専利権を濫用して公共利益又は他人の合法的な権益を害してはならない。

専利権を濫用して競争を排除し又は制限し、独占行為を構成した場合、『中華人民共和国独占禁止法』に従って処理する。」

六. 第21条第1項における「及びその専利復審委員会」を削除した。

第2項を次のように修正した。

「国务院専利行政部門は、専利情報公共サービス体系の構築を強化し、専利情報を完全、的確、適時に発布し、専利の基礎データを提供し、定期的に専利公報を出版し、専利情報の伝播と活用を促進しなければならない。」

七. 第24条に次の内容を第1号として追加した。

出典：全人代 HP

<http://www.npc.gov.cn/flcaw/userIndex.html?lid=ff80808172b5fee8017313b6232c2b55>

「(一) 国家において緊急事態又は非常事態が発生し、公共の利益のために初めて公開した場合」

八. 第 25 条第 1 項第 5 号を次のように修正した。

「(五) 原子核の変換方法及び原子核の変換方法で得られた物質」

九. 第 29 条第 2 項を次のように修正した。

「出願人は、発明又は実用新案について中国で最初に専利出願を提出した日から 12 ヶ月以内に、又は意匠について中国で最初に専利出願を提出した日から 6 ヶ月以内に、また国務院専利行政部門に同一の主題について専利出願を提出する場合、優先権を享受できる。」

十. 第 30 条を次のように修正した。

「出願人が発明、実用新案について専利優先権を要求する場合、出願時に書面による声明を提出し、かつ最初に専利出願を提出した日から 16 ヶ月以内に、最初に提出した専利出願書類の副本を提出しなければならない。

出願人が意匠について専利優先権を要求する場合、出願時に書面による声明を提出し、かつ最初に専利出願を提出した日から 3 ヶ月以内に、最初に提出した専利出願書類の副本を提出しなければならない。

出願人が書面による声明を提出せず、又は期限が過ぎても専利出願書類の副本を提出しなかった場合は、優先権を要求しなかったものと見なす。」

十一. 第 41 条を次のように修正した。

「専利出願人は国務院専利行政部門の拒絶査定に不服がある場合、通知受領日から 3 か月以内に、国務院専利行政部門に不服審判を請求することができる。国務院専利行政部門は不服審判後に決定を下し、かつ専利出願人に通知する。

専利出願人は国務院専利行政部門の不服審判の審査決定について不服がある場合、通知受領日から 3 か月以内に人民法院に提訴することができる。」

十二. 第 42 条を次のように修正した。

「発明専利権の期限は 20 年、実用新案専利権の期限は 10 年、意匠専利権の期限は 15 年とし、いずれも出願日から起算する。

発明専利の出願日から起算して満 4 年、かつ実体審査請求日から起算して満 3 年後に発明専利が付与された場合、専利権者は専利の権利付与プロセスにおける不合理的な遅延について専利有効期間の補償を請求することができるが、出願人に起因する不

合理的な遅延は除く。

新薬の発売審査、評価、承認にかかった時間を補償するために、中国国内での発売許可を得られた新薬発明専利について、国務院専利行政部門は専利権者の請求に応じて期間の補償を与えることができる。補償の期間は5年を超えないものとし、新薬発売後の専利権の合計有効期間は14年を超えないものとする。」

十三. 第45条、第46条における「専利復審委員会」を「国務院専利行政部門」に変更した。

十四. 第6章のタイトルを「専利実施の特別許諾」に変更した。

十五. 次の内容を第48条として追加した。

「国務院専利行政部門、地方人民政府の専利事業管理部門は、同級の関連部門と共同して措置を講じ、専利公共サービスを強化し、専利の実施と活用を促進しなければならない。」

十六. 次の内容を第50条として追加した。

「専利権者は書面にて国務院専利行政部門に如何なる団体又は個人にもその専利の実施を許諾する意思があると声明し、許諾実施料の支払方式、基準を明確にした場合、国務院専利行政部門はそれを公告し、開放的許諾とする。実用新案、意匠専利について開放的許諾声明をする場合、専利権評価報告書を提供しなければならない。

専利権者が開放的許諾声明を撤回する場合、その旨を記載する書面を提出し、国務院専利行政部門によって公告されなければならない。開放的許諾声明が公告を経て撤回された場合、それまでに与えられた開放的許諾の効力に影響しない。」

十七. 次の内容を第51条として追加した。

「開放的許諾専利を実施する意思のある如何なる単位又は個人でも、書面にて専利権者に通知し、かつ公告された許諾実施料の支払方式、基準に従って許諾実施料を支払った場合、専利実施許諾を受けたとする。

開放的許諾期間中において、専利権者は被許諾者と許諾実施料について協議した後に通常実施権を与えることもできるが、当該専利について専用権又は排他的実施権を与えてはならない。」

十八. 次の内容を第52条として追加した。

「当事者は開放的許諾の実施について紛争が生じた場合、当事者間の協議によって

解決する。協議する意向がない又は協議しても解決できなかった場合、国务院專利行政部門に調停を請求することができるほか、人民法院に提訴することもできる。」

十九. 第 6 1 条を第 6 6 条に変更し、第 2 項を次のように修正した。

「專利權侵害紛争が実用新案專利又は意匠專利に係る場合、人民法院又は專利事務管理部門は、專利權者又は利害關係者に対し、專利權侵害紛争を審議、処理するための証拠として、国务院專利行政部門が関連する実用新案又は意匠について検索と分析、評価を行ったうえ作成した專利權評価報告書を提出するよう要求することができる。專利權者、利害關係者又は被疑侵害者は自発的に專利權評価報告書を提示することもできる。」

二十. 第 6 3 条を第 6 8 条に変更し、次のように修正した。

「專利を詐称した場合、法により民事責任を負うほか、專利法執行担当部門は是正を命じたうえ、公告し、違法所得を没収し、かつ違法所得の 5 倍以下の罰金に処することができる。違法所得がない又は違法所得が 5 万元以下の場合、2.5 万元以下の罰金に処することができる。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。」

二十一. 第 6 4 条を第 6 9 条に変更し、次のように修正した。

「專利法執行担当部門は、取得した証拠に基づき、專利詐称の嫌疑行為を摘発するにあたって、次の措置をとる権限を有する。

- (一) 関連当事者を尋問し、違法被疑行為と関連する状況を調査する。
- (二) 当事者の違法被疑行為の場所に対して立入検査を実施する。
- (三) 違法被疑行為と関連する契約やインボイス、帳簿及びその他の関連資料を閲覧・複製する。
- (四) 違法被疑行為と関連する製品を検査する。
- (五) 專利詐称の製品であることを証明する証拠があった場合は、それを封鎖するか、又は差し押さえることができる。

專利事業管理部門は、專利權者又は利害關係者の請求に応じて專利權侵害紛争を処理するにあたって、前項 (一) (二) (四) の措置をとることができる。

專利法執行担当部門、專利事業管理部門が法により前二項に定めた職権を行使する場合、当事者はこれに協力し、支援を提供しなければならず、拒否又は妨害してはならない。」

二十二. 次の内容を第 7 0 条として追加した。

「国务院專利行政部門は、專利權者又は利害關係者の請求に応じて、全国的に重大

な影響を有する専利権侵害紛争を処理することができる。

地方人民政府の専利事業管理部門は、専利権者又は利害関係者の請求に応じて専利権侵害紛争を処理するにあたって、本行政区域内において同一の専利権を侵害した事件については併合して処理することができる。地域を跨って同一の専利権を侵害した事件については、上級人民政府の専利事業管理部門に処理を請求することができる。」

二十三. 第65条を第71条に変更し、次のように修正した。

「専利権侵害の賠償金額は、権利者が権利侵害によって受けた実際の損失又は権利侵害者が権利侵害によって得た利益で確定する。権利者の損失又は権利侵害者の得た利益の確定が困難である場合、当該専利の許諾実施料の倍数を参照して合理的に確定する。故意に専利権を侵害し、情状が深刻である場合、上記方法で確定した金額の1倍以上5倍以下で賠償金額を確定することができる。

権利者の損失、権利侵害者の得た利益及び専利許諾実施料のいずれも確定が困難である場合、人民法院は専利権の種類、権利侵害行為の性質と情状等の要素に基づき、500万元以下の賠償と確定することができる。

賠償金額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含まなければならない。

人民法院は賠償金額を確定するために、権利者がすでに立証に力を尽くしたにもかかわらず、権利侵害行為に係る帳簿、資料が主に権利侵害者に保有されている状況下で、権利侵害行為に関連する帳簿、資料の提供を権利侵害者に命じることができる。権利侵害者はそれを提供せず、又は虚偽の帳簿、資料を提供した場合、人民法院は権利者の主張及び提供した証拠を参考にして賠償金額を判定することができる。」

二十四. 第66条を第72条に変更し、次のように修正した。

「専利権者又は利害関係者は、他人が専利権侵害行為を実施しているか又は実施しようとし、それを速やかに制止しないとその合法的な権益が回復し難い損害を受けてしまうことを裏付ける証拠がある場合、提訴前に法により人民法院に関連行為を差止める措置を講じるよう申請することができる。」

二十五. 第67条を第73条に変更し、次のように修正した。

「専利権侵害行為を制止するために、証拠は消滅する恐れがあり又は今後の取得が困難であるときは、専利権者又は利害関係者は提訴前に法により人民法院に証拠保全を申請することができる。」

二十六. 第68条を第74条に変更し、第1項を次のように修正した。

出典：全人代 HP

<http://www.npc.gov.cn/flcaw/userIndex.html?lid=ff80808172b5fee8017313b6232c2b55>

「専利権侵害の訴訟時効は3年とし、専利権者又は利害関係者が権利侵害行為及び侵害者を知った日又は知り得た日より起算する。」

第2項における「2年」を「3年」に変更した。

二十七. 第69条を第75条に変更し、次の三つの項を第2項、第3項、第4項として追加した。

「専利権者又は利害関係者は、発売許可申請中の薬品の関連技術方案が中国発売薬品専利情報登記プラットフォームに掲載された関連専利権の保護範囲に含まれていると考える場合、国務院薬品監督管理部門が薬品発売許可申請を公布した日から30日以内に、人民法院に提訴するか又は国務院専利行政部門に行政裁決を申し立てることができる。専利権者又は利害関係者が期限を過ぎても提訴もせず行政裁決も申し立てなかった場合、薬品発売許可申請者は、人民法院又は国務院専利行政部門に、発売許可申請中の薬品の関連技術方案が中国発売薬品専利情報登記プラットフォームに掲載された関連専利権の保護範囲に含まれていないことを確認するよう請求することができる。

人民法院又は国務院専利行政部門は、専利権者又は利害関係者の請求が受理された日から9か月以内に発効裁判又は行政裁決を下した場合、技術審査に合格した化学薬品の発売許可申請について、国務院薬品監督管理部門は、人民法院の裁判又は国務院専利行政部門の行政裁決に基づき、薬品発売の可否を決定することができる。当事者は国務院専利行政部門の行政裁決に不服がある場合、行政裁決を受領した日から15日以内に人民法院に提訴することができる。

国務院薬品監督管理部門は国務院専利行政部門と共同して、薬品発売許可審査と薬品発売許可申請段階の専利紛争解決の具体的な協働方法を制定し、国務院に報告して承認を得てから施行する。」

二十八. 第72条を削除した。

二十九. 第73条を第78条に変更し、第74条を第79条に変更し、その中の「行政処分」を「処分」に変更した。

本改正案は____年__月__日から施行する。

「中華人民共和国専利法」は、本改正案により修正し、条項の順番を調整してから新たに公布する。

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。

出典：全人代 HP

<http://www.npc.gov.cn/flcaw/userIndex.html?lid=ff80808172b5fee8017313b6232c2b55>